

## 指導行政のポイント

### “標準法”解釈の弾力化

菱村 幸彦

このたび、文部科学省から学級編制の弾力化に関する画期的な通知が出された。

#### 40人を下回る一般基準も容認

義務教育費国庫負担法等の一部改正法が3月31日に制定公布され、その周知を図る文科省通知が4月1日に出された(注1)。改正法の内容については、本通信(62号)で紹介したのでここで繰り返さないが、今回の通知は、法改正の内容のほかに、とくに項目を立てて、学級編制の弾力化について新しい方針を示しているのが注目される。

通知が示す学級編制の弾力化には二つある。一つは都道府県レベルの弾力化であり、いま一つは市町村レベルの弾力化である。

まず、都道府県レベルの弾力化として、都道府県教委の判断で40人を下回る学級編制基準の設定ができることを明らかにしている。従来、標準法(注2)に定める「標準」については、厳しい解釈態度がとられ、「標準」(40人)を下回る基準の設定を認めなかった。

今回の通知は、「標準」がよるべき規範であるとしつつも、「標準」の解釈に一定の幅を認め、都道府県教委の判断で40人を下回る基準を定めることを認めている。この場合、許容される「標準」の幅は、おおむね一割程度(36人学級まで)と考えられる。

問題となるのは、標準法の定める特例基準との関係である。平成13年の改正で、特に必要があると認める場合、都道府県教委は40人を下回る特例的な基準を定めることができる旨の規定が加わった(法3条2項ただし書)。これとの関係はどうなのか。

通知は、都道府県教委が一般的な基準として40

人を下回る基準を定めた場合も、法3条2項ただし書に基づく特例的な基準を定めることが可能であると示している。前述のように、40人を下回る一般的基準には、解釈の幅に限度があるが、法3条2項ただし書による特例基準には限度がないので、両者は平行して行う意味があるわけだ。

#### 個別学校の学級編制の弾力化

次に、市町村レベルの弾力化である。今回の通知は、個別の学校の学級編制にあたって、市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教委の判断により弾力的運用を行うことを認めている。

たとえば、従来認められなかった、次のようなケースは、今後許容される。

中学2年時に生徒数81人で3学級であった学校で、進級時に1人転出して2学級になるのを、教育的配慮から3学級のままとする。

小学5年時に児童数80人で2学級であった学校で、進級時に1人転入して3学級となるのを、卒業を控えているので、2学級のまま据え置く。

ただし、義務教育費国庫負担金の対象となる教職員定数の算定は、従来どおり、標準法に基づいて行われるので、今回の学級編制の弾力化に伴う必要経費は都道府県の負担となる。

(注1) 文科省初等中等教育局長通知「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律等の施行及び関連諸制度の見直し等について」(平成15年4月1日)

(注2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

...本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等の場合は、抹消・登録に必要な宛先、新・旧FAX番号、等を必ずご明記くださるようお願いいたします。

●最新刊・好評発売中! ●〔各巻A5版・平均220頁・定価2,310円〕

教育開発研究所刊

★初任者研修・若年教員の研修に最適! 【編集】有村 久春(昭和女子大学助教授)

## NO.1『“学級づくり”スタートブック』

NO.2「授業づくり」(5月刊)、NO.3「人間関係づくり」(8月刊)、NO.4「校務・服務」(11月刊) ★全4巻・予約受付中

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)